National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

# ニューズ・レター

第53号　2018.5.11
E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会
あすの会
〒100-8698
郵便事業株式会社　銀座支店
郵便私書箱 2346 号
TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

C O N T E N T S

解散に寄せて～仲間への心からの感謝と誇りとともに…… 01
第15回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会 開催 …… 02
「被害者と裁判官」～2018年２月６日　東京高等裁判所にて
顧問　岡村 勲 … 07
活動報告 …… 14
幹事会、関東・関西集会 報告 …… 15
御礼とお知らせ …… 16
第16回大会のご案内 …… 16

## 解散に寄せて～仲間への心からの感謝と誇りとともに

顧問　岡村 勲

18 年前の 2000 年 1 月 23 日、80 人定員の会場に 200 人を越える被害者などが集まった。

次々と立ち上がって訴える被害者の声は悲惨を極めた。被害者は捜査や裁判では証拠品として使い捨てにされ、社会からは偏見の目で見られ、どこからも支援はない。国から出る見舞金のような犯給金もごく僅かで明日の生活にも事欠く。まるで日本国籍をもたない難民のようだった。

あすの会は、この日に設立された。国だけを当てにせず、我々自身の手で、被害者の権利と補償制度を確立しようと立ち上がったのだ。それから 18 年間、犯罪被害者等基本法の成立を始め、犯罪被害者の権利やもろもろの制度を勝ち取った。

今では、被害者は起訴状が貰え、公判記録の閲覧、謄写もでき、裁判では検察官の隣に座って加害者に直接質問もできる。国の費用で弁護士も付けられる。被害者が裁判所へ行く旅費、日当も出るし、殺人犯の公訴時効も廃止されて、逃げ得は許されないことになった。

また、「刑事裁判は被害者のためのものではなく、公の秩序維持のためだ」という最高裁判所の判決も「犯罪被害者等基本計画」で、「刑事裁判は被害者のためにもある」と改められた。

これらの制度改革は、加害者のことしか眼にない日弁連の猛烈な反対にあった。あすの会と日弁連の戦いだった。あすの会がなかったら、50 年経っても、いや 100 年経っても、実現しなかっただろう。被害者補償制度は、あすの会の主張する生活保障型には至っていないが、大きく前進したことは間違いない。

被害者の地位向上につれて、入会してくる被害者が少なくなった。各地に支援組織もでき、あすの会へ入会する必要性が乏しくなったのかもしれない。これは、歓迎すべきことと喜んでいる。

幹事も高齢化した。残っている問題はあるにはあるが、役目が一応終えたと考えて、3 月 11 日の大会で解散を決めた次第である。

あすの会の主張する制度改革が実現しても、運動に参加した会員は、その恩恵を受けない。会員はこれを承知で、将来現れる被害者に、同じ苦しみを味わわせたくないというこの一念で、北海道から沖縄まで署名活動に駆け回ったのだ。私はこの崇高な心を持つ会員と、18 年間いっしょに仕事が出来たことに心から感謝し、誇りに思っている。本当に有り難うございました。

# 第15回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会 開催

2018 年3 月11 日（土）、東京・市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷において、第15 回大会が開催されました。
当日の様子（要約）をプログラムに従ってお届けします。

**プ　ロ　グ　ラ　ム**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1. 開会宣言 | 林 良平 | 5. 会務報告 | 渡邊 保 | 9. 採　決 | |
| 2. 代表幹事挨拶 | 松村恒夫 | 6. 会の現状報告 | 松村恒夫 | 10. 振り返って | 岡村 勲 |
| 3. 議長選任 | 松村恒夫 | 7. 会則改正提案 | 岡村 勲 | 11. 閉会挨拶 | 土師 守 |
| 4. 議　長 | 假谷 実 | 8. 討　論 | | | |

**開会宣言　林 良平 代表幹事代行**

今日は、自由で闊達な意見が交わされることを期待し本日の大会開催を宣言いたします。

**挨拶　松村恒夫 代表幹事**

あすの会は 2000 年に発会以来、「犯罪被害者の権利獲得」、「被害回復制度の確立」を目的に 18 年間活動してまいりました。

その結果 2004 年には「犯罪被害者等基本法」が成立し、後に被害者参加制度という画期的な制度が出来ました。被害回復の面では、本当に困っている犯罪被害者の救済策は進展が見られませんでしたが、2017 年の第３次基本計画において、それらの施策にも改善が図られることになりました。

そこで、あすの会としては、今後、どの様に活動すべきか、幹事会で検討してまいりました。その議論も踏まえ、此処に、皆様のご忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと、本日大会を開催することになりました。以後の大会進行を假谷幹事に委嘱いたします。

**假谷 実 幹事**

会務報告、現状報告、会則改正提案の流れで、皆様には円滑な議事進行をご協力お願いいたします。会務報告について渡邊副代表幹事お願いします。

**会務報告　渡邊 保 副代表幹事**

損害回復制度について、不十分であったため、2014 年から始まった第３次基本計画策定専門委員等会議で、経済補償制度の改善を求め、年金型でなく犯罪被害給付金の拡充を目指しました。一方、自民党に働きかけ、自民党政務調査会からの提言として専門家会議で検討されることになりました。その結果、①重症病給付金については、治療期間を３年、上限額は変わらず。②現物給付については困難だが、仮給付を迅速かつ柔軟に行う。③親族間犯罪被害については、支給適用範囲を大幅に拡大。④８歳未満の遺児がいる場合の支給額が増額。など、一定の改善が見られ、本年４月から実施の予定となっています。

もう１つは死刑制度の存置を訴えました。2016 年の日弁連人権擁護大会（福井）で「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」決議に対し、反対

林 良平 代表幹事代行

活動を応援しました。2017 年の日弁連人権擁護大会（滋賀）にも参加して死刑制度存置の訴えを支持しました。

**假谷 幹事**

渡邊副代表幹事より会務報告がございました。ご質問があればお答えさせていただきます。なければ、松村代表より現状報告をさせて頂きます。

**現状報告　松村 代表幹事**

あすの会は、犯罪被害者に対する施策を提案する政策集団として活動してきました。我々の二大目的「犯罪被害者の権利獲得」と「被害回復制度の確立」はこの 18 年間でほぼ達成できたのではないかと自負しております。身近に相談窓口ができ、十分ではないにしろ施策が整い、被害者にとって好ましい環境が整備されてきました。そのせいか、最近は、入会申込者も少なくなりました。約 350 人の会員がおりましたが、亡くなられたり、転居先不明になったりして会員数が減ってきております。役員に限らず、会員も年々歳を取り、昔のように活発に行動することが難しくなってきたのも実情です。関東・関西地区で毎月 1 回、集会が開かれていますが、司法関連の話題およびお互いの近況を話す自助グループ的な役割になっております。

この様な状況のもと「あすの会」に寄付をして支えてくださる方々に、これ以上のご負担をお願いするのも心苦しく、幹事会で検討してまいりました。その結果、今後の活動について会員の方の意見を聞くのがよかろうということで今日の大会になったわけであります。皆様の積極的なご意見を期待しております。

松村恒夫 代表幹事

**假谷 幹事**

松村代表より現状報告をさせていただきました。次の提案との関連もありますので、岡村顧問より会則改正の提案をして頂いた後で討論とさせて頂きます。では提案を宜しくお願いいたします。

**会則改正の提案　岡村 勲 顧問**

あすの会ができたのは 2000 年 1 月 23 日でございました。諸澤先生にご相談し、シンポジウムの開催と同時に団体を作って運動をすることにしました。それが犯罪被害者の会の結成になりました。

そこで、私たちは「設立趣意書」というものを作りました。そこには「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の問題でもありますから、支援者に任せるだけでなく被害者自らも取り組もう」と、我々自身が立ち上がろうと述べました。権利を目指す犯罪被害者の会を設立するという事です。「全国各地の犯罪被害者が連帯し、『犯罪被害者の会』のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものとするため、心と力を尽くします。」こういう宣言をしました。

制度の面では、志のある弁護士さんが集まって研究して下さり、ヨーロッパまで調査に行ってきました。ヨーロッパでは加害者と同じように被害者が裁判に入って自分の主張を訴えて、それぞれが証拠を出して、裁判官が裁判します。私たちは、被害者が当事者として入っているのをこの目で見て、自信を持って帰ってきました。そして、会員に呼びかけ、全国を回って署名運動をして、その署名簿を持って国会議員に働きかけて、大きな権利を獲得することができました。放っておいたら百年たっても直らなかったと思いますが、反対にあいながらもそれを覆しました。それは皆さんの画期的な力であると私は思っております。

その制度は、検事の隣に座って自分の主張を訴えることができるようになりました。以前は、取り調べは受けても起訴状も記録も何も見せなかったのが見られるようになりました。刑事の裁判と民事の損害賠償が一体として行われるようになりました。凶悪犯罪については 15 年逃げれば犯人は捕まらなかったのです

岡村 勲 顧問

が、いつまでも追っかけられるようになりました。少年犯罪の傍聴もできるようになりました。このように刑事裁判における被害者の権利は確立されました。

そして補償制度についても当時に比べればかなり進みました。私たちは他にも提案していますが、国は被害者問題だけではなく、他にも高齢者問題や震災に遭った人たちの問題を抱えるようになり、これに関する予算をかける必要が出てきました。新たな問題が出てきたため、ある程度進んだ被害者問題は、この後はかなり時間がかかります。仕方がないことです。

という事で一応、目的は達しました。会員も減少し､転居先不明者も増えたと言います。そういう方は、犯罪被害というものから自分を遠ざけて新しい生活、あるいは幸せな生活に入られたのだろうと思っております。そのように会員が増えないことは決して恥ずかしいことではなく、むしろ我々の勝利であると思っております。

私も 90 になります。弁護士になって 68 年間の弁護士生活の内で 20 年近くをこの会にかかわって被害者運動を続けてきました。一つの新しい政策を打ち出すこと、これは大変なことです。政策を作り国会へ働きかけ、どこの議員さんにどう頼めばよいか調べます。そういうことをやるには幹事も会員もみな歳をとってきました。政策団体となるとお金を集めたり、研究したり外国調査もしなければなりません。そういうエネルギーがなくなったし、また、そうまでする必要もなくなったということで、政策団体としての会は解散したほうが良いのではないかと思います。

これは、私の一存でするのではなく、皆さんでお決めになることですけれども、一応、私共の考えた案としては、規約改正案にありますように第 26 条、本会の存続期間は設立の日から 2018 年 6 月 3 日までとする。こういう風に思い切って、発展的に次の何かが現れるならそれを期待して解散したい。そして当然 6 月 4 日から会がなくなると清算しなければなりません。この会の運動資金は会員から会費を徴収せず寄付でやってきました。

事務所を無償で貸して下さる方やいろいろと支援して下さる方がありました。寄付はいろいろな活動に使いました。これだけ運動しているとやはり金はかかります。しかし、資金もだんだん枯渇してきました。それを全て清算して皆さんに報告したいと思います。そういう訳で一応団体としては解散する、しかし心のつながりは変わらないし集会等で自助グループとして今後やっていくのは良いと思います。こういう風に考えて会則の提案をさせて頂きます。どうぞよろしくご審議お願いいたします。（改正内容は P6 参照）

**假谷 幹事**

岡村顧問より、設立からのあすの会の経緯を踏まえて、議案の通り第 26 条 27 条の提案を受けて審議したいと思います。これは皆さんで決めて頂きたいという事で、審議いただきたいと思います。

大会会場の様子

**会場からの主な意見まとめ**

●被害者参加制度ができたその日に息子の裁判の準備が始まった。法廷の中での被告人質問、求刑に対する意見を述べることも少年審判を傍聴することもできた。制度があったからこそ裁判に参加できたので、あすの会の活動に感謝している。

●福井での日弁連の死刑廃止宣言にあすの会が反対声明を出したが、あすの会がなくなったら今後はどうなってしまうのか。

【回答】今後は当会の名前では出せない。有志一同とするしかない。

●法律を作っていくことがどんなに大変か理解しているので、今までのご苦労を察している。今まで引っ張ってきてくださった岡村先生の「もう止めよう」という言葉に反対はできない。

●今日の話を聞いてようやく納得した。あすの会の解散に賛成する。ただ、有志でもいいので継続してつながっていける方法を清算期間中に考えてほしい。

【回答】頭を悩ませているのは記録をどう保存するか。プライバシーにも配慮しながら、後に続く住民運動の参考になり、励みになるものをどう残すのか清算期間に考えなくてはならない。ロゴマークについては商標登録を考えている。

●時効撤廃の運動に加えていただき、国会にも足を運んだ。過去の未解決事件も遡及されることになり、自分の事件を未解決のままで終わらせない一歩を踏み出す糧となった。

●被害者週間にパネルや幟をたて、命の授業という形で啓発活動をしている。今後は「元あすの会会員」として活動していいか。

【回答】解散しても「元あすの会会員」であることは歴然とした事実なので使ってください。

●会員の方が裁判に同行してくれて心強かったが、まだ参加制度はなかった。被害者参加制度ができた後の裁判を傍聴し、裁判が大きく変わったことを実感した。先生や幹事の方の自己犠牲を払っての運動に感謝したい。

●解散と言わず、会の名前を残して自助グループという形で存続してほしい。

【回答】あすの会としてはきれいに終わりにして、活動したい方は「新しい名前でそれぞれの立場で」おやりいただきたい。

**假谷 幹事**

諸澤先生一言お願いします。

**諸澤英道 顧問**

あすの会が出来て制度を変えていくうえで大きな柱は被害者参加と補償制度がありました。参加制度は見事に実現いたしました。補償制度はちょっと宿題が残っているけれども半分はやれたという状態で解散だと思います。

私は、あすの会を閉じるのは残念ですが、これだけのことをやったのですから、その事をしっかり認識して次へ歩むべきかと思います。この見事な成果を共通の宝を心の中に持って、それを次の世代に伝えて、他に取り残した問題は別の場所で別のメンバーでやっていくのではないかと考えます。岡村先生、長年お疲れ様でした。ありがとうございます。

左から　假谷 実 幹事、渡邊 保 副代表幹事、髙橋正人 副代表幹事（弁護士）

**假谷 幹事**

皆様方のご意見を伺いました。お手元にあすの会の規約があります。第 15 条に大会の議決とあります。「出席した正会員および特別会

土師 守 副代表幹事

員の過半数を持って決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。」とあります。非常に重要な案件でありますが、皆さんのご意見を踏まえて採択という形をとらずに、議長権限として、設立以降の皆様の活動の成果を噛みしめつつ、まことに残念でありますが、規約改正の件について賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

拍手

**假谷 幹事**

有難うございました。以上、提案の通りご理解いただいたという事で改正案は成立でございます。議題にありますように岡村顧問から振り返ってということでお願いします。

**振り返って　岡村 顧問**

ほとんどお話ししました。どうも有難うございました。

**假谷 幹事**

議事については終了です。ご指名いただきました議長の責務をこれにて降ろさせていただきたいと思います。円滑な進行、活発なご意見ありがとうございました。

**閉会の辞　土師 守 副代表幹事**

6月3日に解散が決定いたしましたが、18年間の活動がなくなるわけではありません。私自身活動したことを誇りに思っております。今日は有難うございました。

懇親会の様子

第15回大会で採択された規約改正の内容は下記の通りです。

## あすの会規約改正

2018.3.11

本会の規約に、第２６条および第２７条を加える。

（存続期間の定め）
第２６条　本会の存続期間は、設立日から2018年6月3日までとする。

（清算）
第２７条　本会は、存続期間が満了した時は清算するものとし、清算が終了するまでは、清算の目的の範囲内において、なお存続する。
２　解散時の幹事は清算人となり、清算職務を行う。
３　清算人は、互選によって代表清算人を選任し、代表清算人は、清算する本会を代表する。
４　代表清算人は、清算事務が終了した時は、会員に対し、適宜の方法で報告する。

# 「被害者と裁判官」～ 2018 年２月６日　東京高等裁判所にて

顧問　岡村　勲

東京高等裁判所「犯罪被害者等の置かれた立場、状況に関する理解を深めるための研究会」にて岡村勲顧問が講演しました。18 年間のあすの会の活動の中で、裁判所へ被害者の声を直接届ける機会がありませんでしたが、東京高等裁判所から依頼を受けて要望する機会に恵まれました。様々の例を挙げながら、昨年のアンケート回答も参考にさせていただき話されました。

全国犯罪被害者の会（あすの会）の顧問､岡村勲です。

今日はお招きいただき有り難うございます。

2000 年 1 月 23 日に、全国犯罪被害者の会（あすの会）を設立しました。それからの 11 年間の活動は、今上映したＮＨＫクローズアップ現代「遺族の声が司法を変えた」で見ていただきました。犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画、被害者参加、損害賠償命令、被害者の国選弁護、被害者に対する旅費日当支給、凶悪犯罪の公訴時効の撤廃・廃止、少年審判の傍聴など刑事司法を変えてきましたが、専門家の皆さんには、詳細を説明するまでもないでしょう。

あすの会を立ち上げたのは、

①捜査や刑事裁判は、公の秩序維持のためで、被害者のためではない。

②被害者が 1 人のときは死刑にしない。

③その為に荒唐無稽とも言える理屈をつける。

という刑事司法に怒りを覚えたからです。

## 妻の事件

自己責任で株式取引をして出した損失を、証券会社のせいにして恐喝してきた前科９犯、逮捕歴 15 回の男がいました。会社の代理人としてこれを拒否した私を逆恨みし、私の身代わりに妻を殺害しました。

男は、恐喝未遂で懲役２年執行猶予４年の判決を受けて拘置所から出て来るや、サバイバルナイフ２丁を買って私を狙ったのですが、別件を起こして懲役１年の実刑となり、執行猶予も取り消されて服役しました。仮出獄した彼は､このサバイバルナイフを持って、何回も私の自宅へ来たのですが、私に出会いません。1997 年 10 月 10 日の夕刻､「もう誰でもよいからやってやろう」と思い、宅配業者に扮して玄関先に妻をおびき出して犯行に及んだのです。彼の供述によれば、この日の午前にも来ているのですが、私も妻もチャイムに気付きませんでした。気付けば私がやられていたでしょう。

法廷での彼は、証券会社と私を非難したうえで、妻を精神異常者に仕立て上げ、「妻が飛びかかったからとっさに刺した」と述べ、反省も謝罪もしません。裁判長に責め立てられて「被害者の冥福を祈っております」とやっとひとこと言っただけでした。恐喝された証券会社は他に２社ありますが、いずれも要求に応じ危害を免れております。私は、妻がやられた方法で、私自身に死刑の執行させて欲しいと証言し、検察官も死刑を求刑してくれました。

だが、判決は無期懲役。

判決は言います。私を殺せば計画的だが、妻を殺したのは偶発的だから罪が軽いと。冗談ではない。計画的であれば計画が漏れて逃げることもあり得るが、偶発的な場合は逃げようがない。しかも彼は「誰でもよい」と思って犯行に及んでいるから偶発的とは言えない。犯行の目的が復讐目的であって利得目的ではないから、罪が軽いという認定もおかしい。彼は犯行の翌日、証券会社へ出向いて「岡村さんの奥さんは変な死に方したそうですな」と言って億単位の要求をしており、利得の目的が根底にあることは明らかです。そもそも目的が復讐であろうと、利得であろうと、殺された者の命の価値は同じである。殺人者の意図次第で命の値段が変わるのは納得できない。加害者が離婚後に子の養育費を送り、防火用具を発明して特許申請中であることも有利な事情になると判決は言いますが、子に養育費を送るのは当然のこと、防火用具の特許申請は金儲けのためである。何故有利な事情になるのか。加えて判決は、生命は究極の価値であるから、死刑は慎重でなければならないと言うが、ならば殺された者の命の究極の価値はどうなるのだ。加害者の命が被害

者の命より２倍も３倍も価値があるというのか。永山判決以後に生まれた「被害者１人のときは死刑にしない」という流れに従えば無難だという、裁判所の意図が見え見えです。

判決の日から３日後に、３人の死刑が執行されました。そのうちの２人は、殺人で無期懲役になったが仮出獄で出所し、再び殺人を犯した者です。最初の判決で死刑にしておけば、後の被害者は出なかったでしょう。しかもこの２人のうちの１人は、仮出獄中に罪を犯して刑務所に後戻りしながら、再び仮出獄で出所した後の犯罪というおまけまで付いています。

更正の可能性があるとして死刑にしなかった裁判は、裁判過誤であり、裁判過誤によって生じた「奪われた命」に対して、裁判官はいかなる責任をとるのか。「許せん」と憤った私は、読売新聞の論壇に「司法の扉、被害者に開け」という小論を発表しました。これを読んだ人達と「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める」あすの会を立ち上げたのです。

会員は、署名活動、国会や地方議会への陳情など懸命な努力を重ねて、冒頭に述べた成果を得たのですが、運動に参加した会員は、過去の事件の被害者ですから、成果の恩恵を受けておりません。会員はこれを承知で、「今後出る被害者に同じ苦しみをさせたくない」の一念の精神で運動しました。私は会員に対して言い尽くせない感謝と尊敬の念を抱いております。

妻の事件に戻ります。

検察官、弁護人の双方が控訴しました。死刑を求める検察官の厳しい姿勢に、さすがの加害者も怖くなったようです。控訴審の第１回の裁判では、遺族傍聴券で傍聴席の最前列、裁判長の真正面に座りました。風防つきヘルメットで顔を隠した被告人に突然襲われた妻は、被告人の顔も見られなかったでしょう。「見せてやりたい」そう思って裁判所の許可を取り、遺影を膝の上に置きました。だが、被告人は入廷時も審理中も、遺影の前を素通りします。そこで私は、閉廷後退廷する被告人に写真を差し向けたのです。

数日後、裁判所からの呼出しで出かけると「裁判長からだ」と言って、書記官から１通の書面を渡されました。「前回の岡村の行動は、傍聴人として分を超えている。次回からは、傍聴席第１列目の最左端に座れ。遺影を持ち込むときは、その２列目に座れ」と書いてあります。大法廷の左端では被告人の顔も見えません。裁判長に面会を申し込みましたが、会ってくれません。

そこで、書記官に質問を口述筆記させて裁判長の回答を求めました。

1. 裁判長の指示は、弁護人または被告人の抗議を受けてのものか。
2. 私の行動は、閉廷後のことで審理の妨害をしていない。どこがいけないのか。
3. 傍聴人としての「分を超える」との「分」とは、どういう意味か。

など数項目です。

裁判長室から出てきた書記官は「答える必要はないとのことです」と言います。人を呼び出しておきながら会いもせず、質問にも答えないとは何事だ。無礼千万。一般社会では絶対に通用しません。

次回の裁判では、早朝から並んで一般傍聴券を取得し、裁判長の真っ正面、最前列に座りました。写真は持参しません。裁判長は不愉快な顔をしていました。ところが入廷してきた被告人は「今日は、遺影はありませんか。お詫びしたいと思って文章を考えてきました」と言うではありませんか。被告人も弁護人も、私の行動をまったく問題にしていないのです。裁判所だけが問題にしている。新聞やテレビの報道を見て、裁判所の権威に拘わるとでも思ったのでしょうか。裁判長は苦い顔をして「おわびの言葉」の読み上げを許しました。以後、私は、一般傍聴券で通しました。

被害者保護二法による遺族の意見陳述でも揉めました。

被告人に聞かせるため口頭での陳述を求めましたが、裁判長は「書面でやれ」と頑なに言います。理由は言いませんが、意趣返しとしか考えられません。それならばと、証拠、証拠写真、証言をふんだんに援用し、意見陳述の枠を遙かに超えた書面を作成して提出しましたが、裁判所は何も言いませんでした。おそらく読んでいないと思います。

そして控訴棄却。

上告を求めましたが、検察官は上告しても棄却されると言って応じてくれません。「私は、弁護士になった以上は命がけで仕事をしなければならないと、常々若い弁護士に言ってきた。だが、家族は別だ。弁護活動が原因で家族が殺害されたときは、司法は全力を挙げて加害者と戦うべきだ。上告しないのなら、今から言い方を変える。『恐喝されたら直ちに金を払え』と。記者会見してこの旨を公表する。検事長と相談して

下さい」と、検察官に迫りました。検事長室から戻ってきた検察官は「お言葉を重く受け止めております、と総長は申しております」と言うだけで、上告してくれません。だが、私の抵抗もここまで。記者会見までする体力が残っておりませんでした。

### 理不尽な事件と不可解な裁判の数々

東京地裁の事件です。

池袋で通り魔に結婚直前のお嬢さんを殺害された宮園さんは、傍聴席のマイクの音量が小さくて聞こえない。書記官か廷吏かわかりませんが、「音を大きくして下さい」と休憩時間に頼んだが、「傍聴人に聞かせるために裁判をやっているのではない」と断られました。

福井地裁の事件です。

居眠り運転のトラックに追突されて乗用車の運転者が死亡しました。トラックの運転手は業務上過失致死で起訴され、被害者の息子が「被告人は人ひとりを殺しながら謝罪にも来ない。実刑にして下さい」と法廷で証言すると、「人殺しとはなんだ。故意に殺したのではない。日本語は正しく使いなさい。実刑にするかどうかは私が決めることだ」と裁判長が怒り出し、30 分も説教しました。

次回の裁判は、被告人の妻の証人尋問の予定でしたが、傍聴席の遺族 4 人が黒い服装でいるのを見て裁判長が怒り出し、遺族の一人ひとりに喪服かどうか尋ねました。遺族らは「黒いけれども普段着です」（但し 1 人は喪服）と答えたが「私には喪服に見えます。今日は閉廷します」と言って閉廷しました。次の裁判でも遺族が同じ服装で出席しました。新聞やテレビが「裁判長の法服も黒いではないか」と騒ぎ出したせいか、裁判長は文句を言わずに審理を進め、嘲笑を買いました。喪服裁判という有名な事件です。

神戸家裁の酒鬼薔薇聖斗を担当した井垣康弘裁判官は、あまりにも有名ですから、説明するまでもないでしょう。

審判書をマスコミに流したり、老人となった少年 A（加害者）と遺族が一緒に殺害現場の掃除に行き、帰りに仲良く食事をしながら懇談するのが私の夢だ、と神戸新聞に投稿して遺族を傷つけました。

これらは、変わり者裁判官の例に過ぎないと言うかも知れません。しかし、問題はここです。裁判所、裁判官の行為に対して、傍聴人、証人、遺族、つまり国民は、何の対抗手段もなく、泣き寝入りする以外に方法がないということです。

裁判官以外の公務員の場合には、不当な扱いを受けた者やそれを知った国民は、公務員の上司に訴え、是正を求めることができます。国会議員や地方議会議員の場合には、政党に抗議し、次回選挙で落選させることもできます。民間の会社員の場合には、その上司や社長に訴えることができます。

だが、裁判官の場合は、訴訟手続に乗らない限り、救済を受ける方法がなく、傍聴人や国民に対抗手段がありません。私も、宮園さんも、国民主権の主権者の１人です。裁判官や職員は、主権者に奉仕すべき公務員でありながら、主権者である私達の要求に応じようとしません。応じても裁判所が困ることは何一つないのですが、「裁判所のやることに文句を言うな。国民のために裁判をやっているのではない」、というのが裁判所の姿勢でしょう。10 年に一度ある裁判官再任時の国民の意見表明、最高裁判事の国民審査制度などは、現実の問題解決には何の役にも立ちません。請願法による請願も同様です。

### 家裁、最高裁の対応に感じた疑問

あすの会を立ち上げて間もない頃、少年犯罪について勉強しようということで、警視総監、東京家庭裁判所所長、多摩少年院院長に講師派遣を要請したことがあります。東京家裁には、講師は裁判官でも調査官でもよい、と書き添えました。

警視庁も少年院も「よく呼んで下さいました」と喜んでくれて、警視庁からは少年課長が見えて、非行の原因や補導の難しさなどを話してくれました。

多摩少年院からは副院長が見えて、カリキュラム、指導方法、少年院での生活などを説明したうえで、「保護者会（正式名称は忘れました）にも出席しない子に無関心な親、派手な格好で出て来る母親などを見ると、こんな所に少年を帰してよいか心配になる。退院した少年とは接触してはいけないことになっているので、少年のことが気にかかりながら、どうしようもない」などの打ち明け話もあって、参加者は感銘を受けました。

ところが、東京家裁は「適当な講師がいない」といって断ってきました。天下の東京家裁に講師がいない筈はありません。「派遣する義務はない」「義務のないことをやる必要はない」という発想としか考えられません。こうなれば全司法労組に頼むしかないということ

で、定年後岡山に住まわれる元調査官を探し出してお願いしました。有益な話でしたが、旅費、謝礼等の支出の負担が増えました。

家裁についてもう一つ。

少年事件の被害者の親が裁判官に会いたくて東京家庭裁判所へ行きました。応対した職員は「ここは非行少年の来るところで、被害少年は関係ありません」。「ではどこへ行けばよいのですか」「そんなことは知りません」と、つっけんどんに追い返されました。

私の郷里、高知県宿毛市橋上村は、過疎の村で、小学校、中学校ともに廃校寸前の状態です。田舎の子でも、東京の子には負けないぞ、と励ましたいと思い、1990年、第一東京弁護士会の若手弁護士14人に橋上まで来て頂いて1日先生をお願いしました。学年別に授業を行い、子供時代の話をし、広い校舎と美しい景色の中で勉強する君達は幸せだ、都会の子より恵まれていると励ましてくれました。生徒も父母も感激し、一緒に文集を作りました。

ここにあるのが、その文集です。

翌年は、ロッキード事件の検察官ら5人（うち1人は高知地検からの応援）に来て頂きました。その中には田中角栄総理を担当した検事もいて、日頃聞けない捜査の話を聞くことができて、生徒も父母も大喜びです。ある検事に「検事さんの月給はいくらですか」と言う質問が出ました。意表を突く質問に慌てた検事は、「いま覚えていないから後で返事をする」と答えたのですが、そうは言っても返事は来ないだろうと思っていました。ところが返事が来たのです。検事の給料は何号から何号まであり、最低の号は幾ら、最高の号は幾ら、自分は何号だから幾らと詳細に書いたうえ、給料表まで送ってきました。これには皆びっくりしました。約束を守る検事の真摯な姿勢に、生徒や父母が感激したことは言うまでもありません。皆一度に検察ファンになりました。これがそのときの文集で、生徒の描いたその検事さんの似顔絵もあります。検事さん達と生徒との文通は、その後も続きました。今は、検事さん達は定年退官しておられますが、会えば「1日先生は面白かった」という話が出ます。

いよいよ裁判官の出番です。先生、生徒、父母も楽しみにしておりました。

修習時代にお世話になった石田穣一東京高裁長官に相談すると「よい企画ですね。最高裁と相談して東京高裁から行きましょう」と引き受けて下さったのですが、最高裁が反対だというのです。「どうして東京の裁判官が行かなければならないのだ」「裁判の話なら宿毛市を管轄する高知地裁の中村支部長で十分だ」「東京から行くと高松高裁の領空侵犯になる」「旅費、報酬を貰えば、兼業禁止にあたる」などと言うのだそうです。「義務のないことはやらない。やる必要はない」ということでしょう。東京から来て激励することに意味があるので、中村支部長では有り難みがありません。

石田さんは「私はもう少しで定年です。定年後は沖縄に住みますが、そこから行ってあげましょう」と仰有って下さいました。約束通り、石田さんは沖縄から来て下さいました。しかも法服まで持って。生徒だけでなく、先生まで法服に手を通して大喜びです。「私達、頑張ります」と、子供達は餅つきをして石田さんを歓待し、夜は市民センターで文化講演もして頂きました。ここにあるのがそのときの文集です。

最高検はどうでしょうか。

検事さん達5人は、法務省、検察庁に事前の相談もせず、連休と休暇を組み合わせ、そのうえ高知地検の検事1人を応援に誘って来てくれました。新聞、テレビで大きく報道されたこともあり、帰京後に検事さんの1人が高知新聞を持って法務省の人事課長、後に検事総長になられた原田明夫さんに報告されたそうです。たまたまその日が検事正、高検検事長、検事総長の3長官の昼食会の日で、3長官はその新聞を回し読みして「おお、もう青田刈りをやってくれたのか。早いな」と言いながら、大いに盛り上がったそうです。

### ヨーロッパ視察で感じた日本の司法との格差

あすの会は、2002年9月、法務省の協力を頂いて、ドイツ・フランスの司法制度の調査をしました。

ドイツに着いた翌日にヘッセン州ヴィースバーデン裁判所を訪問し、諸澤英道先生と親しいクーペ裁判官にお会いしました。宮園さんの話をすると、クーペさんは「それは憲法に違反します」と言下に言われ、厳重な防弾ガラスに包まれた傍聴席（室）へ案内してくれました。法廷のやり取りは見え、マイクを通して音声もよく聞こえます。「傍聴は風景だけでなく、音声も聞こえなければなりません。それで初めて国民の監視下に置かれた公開の法廷になるのです」と言われました。確かに、目に見えるだけでは公開ではない、視覚聴覚のすべてが国民の監視下に置かれて初めて

公開になる。我が国では、今でもぼそぼそ喋って傍聴席には全く聞こえない裁判官がいますが、検察官も弁護人も、憲法違反だと、異義を言いません。私は「憲法違反だよ」と修習生に教えるのですが、公開の意味がよく判っておりません。

最も見たかった公訴参加の裁判が行われておりませんでした。クーペ裁判官は「それでは明日、裁判所職員による模擬裁判をお目にかけましょう」と言って下さったのですが、翌日はベルリンの連邦司法省と連邦裁判所を訪問することになっておりました。クーペさんは「それでは模擬裁判をNHKに録画してもらって後で見て下さい」と言われました。NHKの東大作記者が同行してくれていたのです。

その夜、クーペさんは自ら脚本を書き、翌日、ひったくり事件の模擬裁判をNHKに撮影させてくれました。裁判官、参審員、書記官、検察官、被告人、公訴参加人、参加人弁護人の役は、総て裁判官や職員が演じてくれたそうです。裁判の途中でクーペさんが時々顔を出して解説しています。被告人、検察官、公訴参加人は、同じ権限を持って活動し、公訴参加人弁護人の求刑は、検察官の求刑よりも重くなっておりました。これが、NHKが撮影したビデオです。NHKの許可をとっていますからご覧になって下さい。

日本の裁判所が、他国のテレビ局にこんなサービスをするでしょうか。クーペさんはおっしゃいました。「私達は、誰にでも裁判を見て貰い、批判して貰い、よりよい制度を作りたいのです。当事者が同意するときは、テレビ局で公判を開き、国民に裁判を知ってもらう努力もしています」と。

午後5時を過ぎると、裁判官は普通の市民で、何をしようと自由だそうで、クーペさんは、自分が理事をしている被害者団体に案内して下さいました。「被害者団体の理事をすると、誤解されませんか」という質問に対しては、「裁判は公平にしますから、そんな批判は出ていません。ただ、自分が理事をしている被害者団体に罰金を支払えという判決はしません」との返事。よく分かりませんが、ヘッセン州では、罰金の支払いを、州にいくら、慈善団体等にいくらと、分けて命じる判決をしているのではないか、と思いました。私達は、連邦司法省、ベルリン地裁、検察庁、ベルリン弁護士会、白い輪、ミュンヘン大学などを訪問しましたが、行く先々で「20年前までは、被害者は裁判の証拠品であった。だが、事件の当事者は、裁判でも当事者でなければならないという反省が生まれて、被告人、検察官とほぼ同じ権限を持つ当事者として訴訟に参加することになった。参加によって法廷が混乱することはない。混乱させればさせた方が不利になるし、混乱すれば裁判官の素質、責任の問題だ」とも言われました。

また、どこでも「刑事司法は公のためだけではなく被害者のためにもある」と明言されました。私は、司法制度改革推進本部の参考人となっていたため、ドイツだけで帰国しましたが、フランスでも、ドイツと同様に「20年前までは被害者は証拠品であったが、今は訴訟の当事者である」と言われたそうです。

両国の調査は、私達に大きな自信を与えてくれました。これがそのときの報告書です。

2003年、日弁連と第一東京弁護士会が、イタリアの裁判所の調査をしたことがあります。調査団がローマの重罪裁判所の法廷に入ると、裁判長が「日本の弁護士が見学に来ました。団長さんに挨拶して頂きましょう」と仰有り、団長は挨拶したそうです。法廷には裁判長の可愛がっているテミー（ギリ神話テミスからとったとのこと）という名の猫が遊んでいたとか。休憩時間になると「調査団もどうぞ」と休憩室に誘われ、参審員、裁判官と一緒にワインを飲み、参審員手作りのケーキも御馳走になり、「ワインが美味しい」とお世辞をいうと「ではもう1本開けましょう」とサービスして下さったとか。

以前、台湾に行ったときのことですが、ガイドさんから「台湾では、結婚成立の要件として挙式と届け出の二つが必要だが、親が反対し挙式できないときは、裁判所主催で挙式できる」と聞きました。早速、台北の裁判所へ行ってみると、裁判所に用意されている衣装を着た新郎新婦が裁判官の前で誓いの言葉を述べ、裁判官の祝福を受けて署名し、挙式が成立。結婚届は、裁判所でもできると聞いたような気がします。

日本の裁判所とヨーロッパの裁判所では、どうしてこうも違うのでしょうか。それはその生い立ちにあると思います。

ヨーロッパの裁判所は、国王から国民の人権を守るために生まれましたが、我が国の裁判所は、治外法権撤廃という行政目的のために作られました。明治政府が治外法権撤廃の交渉をしたとき「裁判制度の無い国に、自国民の処罰を任すわけにはいかない」と拒否され、政府は慌てて裁判所作りを始めました。ボア

ソナードを始め法学者を招聘し、法律・司法制度の充実に努めたのですが、その目的は、国民の権利を守るためではなく、行政に奉仕するためでした。第二次世界大戦中は、ドイツの裁判所もナチスに協力しましたが、戦後はこれを反省し、国民に奉仕する司法として再出発しました。

ここに「日独裁判官物語」というビデオがあります。私もカンパして日弁連が作成したものですが、両国の裁判所、裁判官の違いがよく分かりますから、是非ご覧になって下さい。

連邦最高裁判事もバイクで格好良く通勤し、午後５時過ぎれば、裁判官も市民と同じ飲み屋に入って酒を飲み、飛び入りで寸劇の余興をやって盛り上げる。町内会長をして町内のためにも尽くす。被害者のための活動もする。国民の中に入り、国民の一員として生活をしております。そして国民からは敬愛され、信頼されております。

ところが我が国の裁判所は、国民主権の時代になったのに明治憲法の伝統を引きずり、国民の権利を守るよりも、公の秩序を優先する。上から国民を見おろしている。「捜査や公訴提起は公の秩序維持のためであり、被害者は反射的利益を受けるに過ぎない」とする平成２年２月 20 日の最高裁判決はその典型でしょう。私達の運動の結果生まれた犯罪被害者等基本法が「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」と記載して、この判決を変更することができました。

マイクの音量を高くして裁判所が困ることがあるのか。呼び出した人間に裁判所が困ることがあるのか。口頭で意見陳述をさせて困ることがあるのか。被害者団体の求めに応じて講師を派遣して困ることがあるのか。傍聴人が黒い服を着て何が困るのか。僻地の学校へ裁判官を派遣して困ることがあるのか。裁判所が困ることは何一つありません。「やる義務がないからやらない」、これしか考えられません。権威主義の表れで、国民に奉仕しようとする精神がないからでしょう。裁判所が国民の立場に下りてきても、尊敬されこそすれ軽視されることはありません。

その例を一つあげます。被害者参加制度が施行されて間もない 2009 年３月 12 日、札幌地方裁判所で参加事件の判決が言い渡されました。自転車で横断歩道を渡っていた女子高校生が大型トラックにはねられて死亡した事件で、被害者の父親が参加し、代理人弁護士は、検察官の求刑を上廻る懲役５年を求刑しました。判決は「被害者には何ら過失なく結果は極めて悲惨」としながらも、運転手に対して禁固２年の刑を言い渡しました。

裁判長は、判決言渡し後、父親に向かって「お父さん」と優しく呼び掛け「先ずはお悔やみ申し上げます」「お父さんがどれほど娘さんを愛していたか、痛いほど伝わってきました。それを理解した上で出した判決です。納得いかなところもあると思いますが、ご理解下さい」と言いました。父親は嗚咽しながら頷きました。遺族の弁護士の談話には「量刑相場を考えると遺族の気持ちを十分に汲んだ判決だと思う。裁判官の最後の言葉に遺族は感謝している」とありました。

被害者が求めるのは、量刑よりも、寄り添ってくれる裁判官の心です。裁判官の慰めに感謝した父親は、何かにつけてこの言葉を思い出し、悲しみに堪えて生きて行くことでしょう。裁判は人間と人間の触れ合いに外ならない、と私は思っております。

司法の役割は、権威を笠に着ることではなく、国民に寄り添うこと、奉仕する、サービスすること、これは弁護士も、検察官も同じです。国民に支持されてこそ、司法は存在し得るのです。裁判官の書かれた本も大分読みました。一人ひとりの裁判官は立派な市民であり、仲間のうちでは、冗談も言い合う常識的な方々です。

だが、中立、公正、純粋な立場を守ろうとするあまり、ドイツのように国民の中に入らず、裁判村を作って国民との距離を置いているのではないでしょうか。

石田和外最高裁長官は「裁判官は激流の中に毅然として聳える巌の如くあれ」と言われました。それはその通りですが、国民に通用する巌でなければなりません。

石田穣一さんの話に戻りますが、沖縄地裁所長として赴任されたとき、沖縄本島の北から南まで走られたそうです。毎週区間を決めて走る。道端の子供が「これをあげる」と言ってくれた食べかけのアイスキャンディーを「有り難う」と言って貰い、食べながら走る。走ることによって、本を読んだだけではわからない沖縄の人達に触れ、人情がわかる。それで始めて裁判ができるのだ、とおっしゃっておられました。今はどうか知りませんが、民事紛争の半分は調停で片付いていると言われておりました。調停委員は普通の市民生活をしている町の人です。だからといって調停委員を不公正なことをする人物だとは誰も言いません。

裁判官も、お祭りでは町内の人と一緒に御輿を担ぎ、樽酒を飲む。だが、いったん出す判決は公平であ

る。「困った判決だ。しかし裁判官がそう言うのなら仕方がないや」と町民に言われるような裁判所、裁判官にはなれないものでしょうか。

学生時代、評論家・亀井勝一郎先生の講演を聴いたことがありますが、「純粋とは不純粋なものに対する抵抗である」と言われました。純粋と思っているだけでは純粋ではない。不純なものに交わり、それに抵抗して生まれるものが本当の純粋である。独りよがりの純粋は本当の純粋ではない、ということでしょう。

裁判員裁判は失敗する、と私は思います。 国民は今の裁判所には親しみを感じておらず、その中に入っていこうとは思っておりません。裁判が終わった後の守秘義務も厳しい。死ぬまで喋ってはいけない。喋れば罰則。裁判官も加わって苦心して出した判決も、高裁でプロの裁判官に覆される。司法制度は国民の財産であるはずなのに、裁判員裁判がどう運営されているか国民には分からない。もともと「お上」の発想で作られた制度ですから、このままでは、国民の支持を得ることはできないでしょう。

最高裁の建物、あれは何とかなりませんか。日本の建物、寺院、神社、城には、アピールする伝統的な美しさ、暖かさがありますが、最高裁の建物は、権力を誇示するだけで、美しさがありません。国会議事堂は国民主権を表すものとして世界遺産になるでしょうが、最高裁の建物が世界遺産になるとすれば、司法が国民を支配した時代があったという意味での歴史的遺産でしょうか。

## 日弁連にもの申す

裁判所に対する要望ばかり述べましたが、弁護士、弁護士会に対しても厳しい批判もしております。弁護士は、その職業の公共性の故に結社の自由の例外として弁護士会に強制的加入させられております。結社の自由の例外ですから、弁護士会の会員に対する拘束は、必要最小限度でなければならず、憲法の保障する個人の良心、思想、信条の自由を侵害することは許されません。

しかるに日弁連は、会員の意思を表すものとは言えない人権大会決議に基づいて、死刑廃止を決め、弁護士会の名前と会費を使って運動を展開しております。百歩譲ってこの決議が合法だとしても、死刑制度の存廃は、会員の良心、思想、信条の問題であって、弁護士会が会員に強制することはできません。これらの点について、私達は日弁連に対して公開質問状を提出しましたが、その回答はおよそ法律家団体の回答とは言えないもので、再質問状を出しましたが、誠意ある回答をしてきません。

法曹一元とは、法曹三者の抱える問題は、三者が自分の問題として考えることにあります。本日、日弁連に対する公開質問状、回答書、再質問状、その回答書を持参しましたから、どうかお読みになって一緒に考えて下さい。

## 質問　若い弁護士にどのように教育していますか

質問に答えて

①　事務所の弁護士に対しては、図書、文献、判例等を鵜呑みにしてはいけない。それは、著者、裁判官の考えであり、間違っていることもある。自分の頭でよく考えるように、と言っております。

私達の若い頃には、紙に書かれた著書、論文、判例集しかありませんから、今より自分で考えることが多かった。

②　依頼者が来たときは、相談を受けるだけでなく、業界の話でも何でも、我々の知らない知識を得るまで帰すな、と言っております。弁護士は広く世の中のことを知らねばなりません。

③　依頼者と話すときは、法律用語を使うな。一般市民が理解できる言葉で話せ、法律用語を使ったら罰金だ、とも言っております。

④　被害者参加制度制定の法制審議会で、私は、被告人、被害者、公益の代表者検察官が対等の立場に立って争い、証拠を提出し、裁判官が判断する、ドイツ型の職権主義の制度の採用を主張しましたし、今でもそれが正しいと思っております。だが、できた制度は、被害者は検察官の傘の中に入り、検察官を通じて裁判所の許可を得ながら行動し、証人に対する質問権も限られるものになりました。

現行の当事者主義を維持するための苦肉の策ですが、私はこれに妥協しました。学問には妥協はありませんが、立法は妥協であり、all or nothing では先に進めない、と思ったからです。この制度でやってみて、不十分ならまた改正を考えます。

ご静聴、有り難うございました。

# 活動報告　2017年８月～2018年３月

## 2017年８月

2日　再犯防止推進計画検討会について説明を受けた。
4日　渡邉副代表幹事が第26回「基本計画策定・推進専門委員等会議」に出席した。松村代表幹事が随行した。
6日　第153回幹事会
同日　第190回関西集会
10日　再犯防止推進計画検討会宛の要望書を議長宛に提出した。議長が未定のため法務大臣秘書官へ渡した後、記者会見をした。
24日　警察庁小島審議官の就任挨拶を受けた。
30日　松村代表幹事、岡村顧問、渡邉・高橋（正）副代表幹事が議員会館を訪問し、犯罪被害者等給付金改定にお世話になった18人の議員の方々にお礼の意を伝えた。
31日　伊藤会員が近畿管区警察学校の学生240名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。

## 2017年９月

3日　第191回関西集会
5日　坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講師を務めた。
10日　第154回幹事会
15日　渡邉副代表が神奈川被害者支援センターにてボランティア養成講座初中級講座の講師を務めた。
16日　第164回関東集会
21日　岡村顧問、松村代表幹事と数名の幹事、会員が上川陽子法務大臣の再就任お祝いに大臣室を訪問した。
同日　林代表幹事代行が、近畿管区警察学校で講師を務めた。
27日　渡邉副代表幹事が、横浜市における犯罪被害者等施策の総合推進に関する事業　共通支援ツールを用いた途切れない支援のための連携促進事業の第1回関係機関合同会議に出席した。

## 2017年10月

1日　第192回関西集会
5日　岡村顧問、松村代表幹事が日弁連第60回人権擁護大会（滋賀）シンポジウムに参加した。
6日　松村代表幹事が日弁連第60回人権擁護大会を傍聴した。決議案に対し岡村顧問他支援弁護士が修正動議をかけたが否決された。
11日　渡邉副代表幹事が横浜市犯罪被害者施策、共通支援ツール検証及び連携促進のための第1回検討会に出席した。
18日　伊藤会員が大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室人権企画課市職員80名に「犯罪被害者を支える、行政機関へのお願い」の講演をした。
21日　第165回関東集会

## 2017年11月

1日　渡邉副代表幹事が横浜市犯罪被害者施策、共通支援ツール検証及び連携促進のための第2回検討会に出席した。
5日　第193回関西集会
12日　第155回幹事会
17日　伊藤会員が大阪府警 第二機動隊 隊員200名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。
18日　第166回関東集会
30日　林代表幹事代行が、堺市自由の泉大学で講師を務めた。

## 2017年12月

3日　第194回関西集会
4日　林代表幹事代行が、大阪府の依頼で「市町村犯罪被害者等総合的対応窓口担当職員等研修」において講師を務めた。
7日　伊藤会員が近畿管区警察学校の学生180名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。
13日　渡邉副代表幹事が横浜市犯罪被害者施策、共通支援ツール検証及び連携促進のための第3回検討会に出席した。
15日　渡邉副代表幹事が警察庁から第三次基本計画の提言について確認と説明を受けた。松村代表幹事が同席した。
16日　第167回関東集会
17日　第156回幹事会（在京）
22日　林代表幹事代行が、近畿管区警察学校で講師を務めた。

## 2018年１月

7日　第195回関西集会
11日　渡邉副代表幹事が警察庁から第三次基本計画の提言について確認と説明を受けた。
同日　第157回幹事会（在京）
12日　渡邉副代表幹事が、横浜市緑区役所にて人権啓発研修の講師を務めた。
17日　渡邉副代表幹事が横浜市共通支援ツール検証及び連携促進事業のための第2回関係機関合同会議に出席した。
19日　渡邉副代表幹事が第1回横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会に出席した。
20日　第168回関東集会

## 2018年２月

2日　岡本会員が佐賀県警にて、第24回カウンセリング等研究会において講師を務めた。
4日　第196回関西集会
6日　岡村顧問が東京高等裁判所における、犯罪被害

者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会にて講師を務めた（講演内容は本文参照）。
同日　渡邉副代表幹事が横浜保護観察所における職員研修会で講師を務めた。
17日　第169回関東集会
20日　坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講師を務めた。
27日　伊藤会員が近畿管区警察学校の学生220名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。

**2018年３月**

4日　第197回関西集会
5日　渡邉副代表幹事が第２回横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会に出席した。
8日　岡村顧問、松村代表幹事、渡邉副代表幹事が警察庁を訪問しこれまでのお礼を述べた。
11日　第15回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会がアルカディア市ヶ谷にて開催された。
18日　第158回幹事会（在京）
23日　警察庁の審議官と新旧犯罪被害者支援室長が交代の挨拶のため来所された。

# 幹事会／関東・関西集会 報告

## 幹事会報告　第153回（平成29年８月）～第158回（平成30年３月）

警察庁の犯罪被害者給付制度に関して、当会の主張する４点がほぼ取り入れられた内容で決定されたと報告されました。再犯防止対策について、再犯の責任の所在を明らかにすることを含む対策を法務省に申し入れました。死刑制度廃止に関する日弁連第68回定期総会の決議に対し、106人の弁護士が公開質問状を提出しました。当会の活動ではありませんが、会として同意・推進できるので、公開質問状をホームページに掲載し応援しました。裁判所／裁判官に関して、２月10日に大会を予定していましたが、東京高裁から依頼された研究会において、岡村顧問が会員アンケートを活用しつつ問題点を指摘する事に変更しました。

当会の現状・課題を考えると、早期の幕引きが必要であると認識され、３月11日に規約改正のための第15回大会を開催することにしました。規約改正の成立を受け、６月３日に最終大会を開催することになりました。

## 関東集会報告　第164回（平成29年9月）～第169回（平成29年２月）

毎月第３土曜日の午後１時より午後５時まで、中野区で６回開催しました。第三次基本計画の犯罪被害給付金制度についての取り組みも一段落し、会員の親睦の色彩が強い集会となってきました。参加者は12名～17名と増減はあるものの、同じ犯罪被害者という立場で、日頃の胸の内を吐き出す場としての価値は、非常に大きな集会となっています。集会のみ参加の会員も、懇親会にも参加する会員も、帰るときの表情は皆一様に明るくなっているように感じられます。

３月の大会では解散が決定しましたが、「あすの会が解散しても、親睦の場としての集会は残してほしい」との声は多数あります。そのため、一人ひとりが議題を提案し、会場の確保も含めて、自ら運営するような集会にする必要があるのではないかと考えます。

## 関西集会報告　第190回（平成29年８月）～第197回（平成30年３月）

８月は、矯正教育の在り方につき、引き続き議論しました。

９月、10月は、法務省再犯防止推進計画検討会宛の要望書を読み合わせ、記者会見のビデオを見ました。また、日弁連定期総会への公開質問状を読み合わせました。2011年２月24日放送のＮＨＫ・クローズアップ現代「遺族が変えた司法」を皆で視聴し、新聞記事でその意義を再確認しました。

11月、12月は、加藤会員が、「死刑」をテーマにしたインターネットTVに出演することから、改めて死刑存置で意見集約しました。被害者週間には、大阪府・市、堺市、明石市が、パネル展示を行ってくださいました。

１月、２月は、加藤会員の報告と明石市の犯罪被害者条例の改正の報告を行いました。

３月は、岡村顧問が参加され、あすの会の活動と現状が説明されました。その上で、第15回大会へ向けての想いをお聞きし会員の質問にも答えられました。

## 御礼とお知らせ

2000 年の発会以来、18 年余に亘り、浄財をお寄せ下さった全国の皆様に改めて感謝申し上げます。お陰さまで、私たちは初期の目標を達成し、犯罪被害者の環境を大きく改善させることができました。ありがとうございました。

６月３日には、下記の通り、最終大会を開催させていただきますので、ご都合がつくようでしたら是非お越しいただければ嬉しく思います。

### 「第 16 回　全国犯罪被害者の会（あすの会）最終大会」のご案内

犯罪被害者の置かれた環境がどのように改善されたのか、あすの会の１８年間の活動を振り返ります。

日　　時：2018 年６月３日（日）
　　午後１時開演（午後０時 30 分開場）
場　　所：アルカディア市ヶ谷 3F　富士の間
　　東京都千代田区九段北 4-2-25
　　（JR 総武線、東京メトロ有楽町線・
　　南北線、都営地下鉄新宿線
　　「市ヶ谷」駅下車徒歩２分）
　　TEL　03-3261-992

一般の方の参加も歓迎いたします。（参加費は無料）
大会後は同じアルカディア市ヶ谷にて、懇親会を予定しております。（会費制）

## 編集後記

ニューズレターの発行も不定期ながら、今回で 53 号となりました。土川弁護士の監修で始まり、その後は幹事、ボランティア、事務局が引き継いできました。第１号を見ますと「勇気を持って力を合わせて前進しましょう。」と力強いメッセージが発信されており、遠方の会員の方々の胸にも心強く響いたことでしょう。当時は、事務局には印刷機もなく、ボランティアセンターまでコピー用紙を持ち込んで印刷したようです。折角ホチキス止めしたものが、逆さまだったり、ページが飛んで綴じ直したり様々苦労がありました。懐かしい思い出話ですが、終わりを迎えるとなると寂しさを感じます。